

第四十回 参議院大蔵委員会會議録第十号

昭和三十七年二月二十七日(火曜日)
午前十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
荒木正三郎君
市川 房枝君

委員 青木 一男君
大谷 賢雄君
岡崎 真一君
西川甚五郎君
堀 末治君
木村禮八郎君
原島 宏治君
須藤 五郎君

政府委員

外務省アメリ
リカ局長 安藤 吉光君
大蔵政務次官 堀本 宜実君
大蔵省関税局長 稲益 繁君
運輸省航空局長 今井 榮文君
事務局側 坂入長太郎君
常任委員 坂入長太郎君
会専門員

説明員
外務省アメリ
局安全保障課長 高橋正太郎君

本日の會議に付した案件
○関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五部 大蔵委員会會議録第十号

昭和三十七年二月二十七日【参議院】

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を開きます。

関税法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続いて質疑を行なうことにいたします。

○須藤五郎君 この前の委員会の終わりに、政府の答弁で、在日合衆国軍内規十一の八、いわゆる韓国軍用機、海軍艦船及び軍要員の日本入国について規定されている内規の提出を求めたところ、この通達集にある注の中に、「この韓国軍の入国はアメリカ軍の内規による」という注が入っているわけですが、それで、そのアメリカ軍の内規の提出を要求したところ、この注は削除されてしまつて今はないのだと、こういうふうなまじめな答弁がなされたと思ふのです。そこで私は、その削除した注を、単に税関部長が削除したと、削除されたという、そういう無責任な答弁ではがまんができないから、大蔵大臣なり外務大臣なり呼んで、きわめて責任ある地位の人がはっきり答弁するがいいし、あるいは書類で削除したというところを、われわれが納得できるような回答をしてもらいたい、こういうことを私は要求して前の委員会を終わつたと思ふのです。それから数日たつてのことですから、政府もそういう私の納得のいくような方法を講じておることと思ふので、政府のほうから答弁を求めたいと思ふます。

○政府委員(稲益繁君) 須藤委員から御指摘ございましたが、私どもの通達

に、「参考」として掲げております文書の中に、前回の御指摘の在日合衆国軍内規十一の八というものが、その実体が現在ではございません、変わつておりますというところをお答え申し上げたわけでありまして、この際、この御指摘になつております文書の意味から、はっきりいふと、その性格を申し上げたいと思ふます。

これは誤解を防ぐ意味で申し上げるわけでありまして、御指摘になつておりますその注に載つております一連のこの合衆国軍のいわゆる内規でありまして、これは全体をお読みいただきますと、おわかりいただけますように、冒頭に「参考」として掲げてございます。これはどこまでも日本側の、私どもが税関行政をやつて参ります上におきまするいわゆる臨時特例法の基本通達の全く参考として、その通達のうしろにこれを掲げておるということでございます。これが第一点であります。したがって、これはどこまでも基本通達そのものではありませんが、基本通達の参考として掲げたものであるというところであります。そういう意味の米軍の内規であります。

第二に、しからば、なぜそういった米軍の内規を参考としてここに通達のあとにくつておるかということでございますが、これは行政協定の発足当時におきまして、私どものほうとしましては、行政協定に基づく臨時特例法でありまして、その臨時特例法のこまかい取り扱いの規定を基本通達と

して現場の税関に本省から出したわけでありまして、それがお手元にあります通達集の中でその関係のところのページから二十ページまで、これがいゝゆる私どもの基本通達でございます。これでもって取り扱つていけばよろしいわけでありまして、先ほど申し上げましたように、行政協定の発足当時におきましては、何かと現場で、相互の理解の十分といつたようなところから、トラブルが起こりがちであつた。したがって、そういう一連の関税法上の臨時特例に関する取り扱いの取扱い自体をスムーズにやつて参ります上に、現場の税関におきましても、米軍側ではどういふ内規を出しておるであろうか、もしそれがわかりますると、扱いの上でいろいろ現場で起こるトラブルを防ぐ上に便宜であるという要望がありまして、私どものほうで、関税に關係のあるところをどういふふうにお宅では内部で流しておられるのですかと、いろいろと尋ねまして、その際またまたまこういふものを、米軍で実はこういう内規を内部では流しておるのだということを見せてもらつたわけでありまして、それを私どもも行政の便宜と申しますか、そういう現場でのいろいろの便宜のために翻訳いたしました、参考としてこれを税関に流した、そういう性質のものであります。

したがって、私どもの立場から申しますと、有効に動いております

基本通達は、この基本通達の中の一ページから二十ページまで、これが日本側の有効な基本通達であります。それ以後の部分はすべて、一番上に、ちよつと小さい字でたいへん恐縮なんですが、「参考」として書いてございまして、以下全部これが参考でございます。米軍の内規でございまして、単純にただいま申し上げましたような意図に基づきましてつけ加えしました参考の書類であるということでありまして、したがって、この参考書面はもつぱら米軍の内部の問題でありまして、直接日本側を拘束するとかいふ性質のものではないと思ふます。

そこで、問題の、御指摘になりました米軍内規の十一の八というものが、そういう参考の、向こうの内規の中で、さらにその中の一部に注として引用されておるわけでありまして、米軍のただいま申し上げましたような全体が内規でございまして、その中に向こうさんのいろいろの規定なりあるいは規則といったようなものを引用いたしております。これにつきましては、一々私どもとしてはこれを手入するといつたようなことはやつておらないわけでありまして、大体税関に關係のあります事項が、この何と申しますか、「参考」として翻訳いたしましたところの中にございまして、その中にさらに引用されておりますことといたしました規定、これは直接私どもも關係ございませんで、そういうものについてはそういう文書も実は手に入れておらないわ

けであります。ただ、前回その十一の八は実質上現在では変わつておるといふことを申し上げましたのは、その当時私も、十一の八といふものでどんなことが規定されてあるだろうといった問題を聞きまして、承知いたしました限りでは、韓国の軍用機等が入つて参ります場合に米側から事前に日本政府に通報するといふたうなことが書いてあるのだ、そういう趣旨のものだといふふうに実は了解いたしておるわけでありました。この点は現在、何と申しますか、正式な外交ルートによる手続の方法に手続が変更されておるといふことを、前回お断わり申し上げたわけでありました。

したがいまして、全体として申し上げますと、この基本通達のとに「参考」として掲げておりますこの一連のものが、これ自体が実は当初の意図が、先ほど申し上げましたように、行政協定の発足当時の現場におけるトラブルを防ぐといふ趣旨で参考として掲げたものでありますので、その後いろいろ、向こうの内部の規定でありますから、変わつておると存じます。現在では実はこういうものをもう必要としないように一応習熟いたしておるわけなであります。そういう意味では、こういった「参考」といった文書は、こういう通達集からは実は削除すべきものである。この点は、私、御指摘のとおり早く削除すべきであつたと存じます。いずれにいたしましても、そういった参考文書でございまして、さつそくそういう意味では私もこれを全部削除するといふことをやりたいと思ひますが、重ねて申し上げますが、有効なのは私どもの基本通達

でありまして、米軍の内規はあくまでそういう際のただ参考として掲げたものにすぎないといふことでございまして。したがいまして、前回御要求のありました資料、その中にいろいろ引用されております米側の陸軍規則でありますとか、海軍の規則、空軍の規則、そういった一連のものにつぎましては、これは全く向こうの内部の規定でありますので、資料として提出することとは私どもいたしかねるわけでありまして、資料として御要求のありました中で、臨時特例法の基本通達、その後の改正といふことも織り込みまして、ごく最新版をお手元に差し上げるように準備をいたしております。

以上のような次第でありまして、御指摘の問題の点が米軍の内規である。したがいまして、その内規自体は日本側を何ら拘束するものではございせん。私どもとしては、どこまでも基本通達でやつて参るような性質のものであるといふことを、この際はつきりしておきたいと思ひます。

○須藤五郎君 今、話聞いていますと、この前の答弁では、この条項は削除したものと、こういうことで米軍の内規そのものも削除したといふふうな印象を与えるような答弁だつたと思ふのです。それから、今聞いてみますと、そうではないので、依然として米軍の内規十一の八といふものは生きておる、こういう見解を述べられたと思ふ。ところが、韓国の軍隊が入つてくるのは、韓国の飛行機や艦船が日本に入つてくるのは、米軍の内規十一の八によつて入つてくるのだといふ注がここに入つてゐる。その注を削除したといふことをあなたは言つておる。その

注を削除したことによつて、米軍の内規十一の八は、韓国軍に對する米軍の内規といふものが全然なくなつたといふふうにあなたは言えるのですか、どうですか。

○政府委員(稲益繁君) 言葉が足りなかつたかもしれませんが、先ほど私申し上げましたのは、この十一の八は、文書として私ども持ち合はしてございせんが、内容は、先ほど申し上げましたように、韓国の軍用機等が入つてくる場合の手続として、米側から事前に日本政府に通報するといふ趣旨のものであつたと、それが前回もお答えいたしましたように、今日では実質的にはそれは変わつておるといふことを申し上げておるわけでありました。

○須藤五郎君 それでは、どういふふうに変つておるのですか。

○政府委員(稲益繁君) 通常の国際慣例に基づき取り扱ひに変わつております。

○須藤五郎君 なお、この問題は少しはつきりとしておくために、そのあなたが削除したと称するが、その注を削除したのは何年何月幾日に削除したのですか。

○政府委員(稲益繁君) 削除と申し上げます意味は、前回たとえばこの注のところを私削除と申し上げましたが、私の削除と申し上げております意味は、この参考として掲げております内規全部が今日ではもう削除すべきものだ、こういう趣旨で実は申し上げておるわけでありました。

○須藤五郎君 ばか言つちやいかぬよ。ごまかすやうなことを言つちやいかぬよ。削除漏れだと言つたじゃないか、この前。

○政府委員(稲益繁君) ですから、この十一の八が掲げてありますところ、ここだけが問題になりましたので、ここについては削除すべきものだ。しかし、もともと——先ほどから申し上げておりますのは、参考文書自体がすでに時代おくれのものでありまして、まして、いゝわんや、参考として掲げております向こうの内規でありますから、したがつて、私どもとしては通達の付属文書としては削除したい、かように申し上げておるわけでありました。

○須藤五郎君 削除したいといふのと、削除したといふのは、大違いですよ。この前の答弁で、削除漏れだとはつきり言つたのですよ。速記録を調べてもいい。削除漏れだ、こういうふうにあなたは逃げ答弁をされている。ところが、今日は削除すべきものだと思ふと、こう言う。まだ削除してないじゃないか、それなら。

○政府委員(稲益繁君) 言葉が足りなかつたかもしれませんが、削除と申し上げますのは、形式的な文書のことを申し上げておるわけなんです、実体は、先ほどから申し上げておりますように、この十一の八は先ほど私が申し上げましたようなことが規定してあると了解いたしておりますが、この実体は変わつておりますといふことを申し上げておるわけでありました。

○須藤五郎君 これは、この前の速記録が出てから、私はもう一ぺんはつきりと速記録を突きつけてあなたと議論しなくちやならぬと思ふが、この前の答弁では、これはすでに削除してあります、それがこの文書に載つておるのは、不注意のための削除漏れですと、こうあなたは答えている。と

ところが、きょうの答弁では、こういうものは不合理なもので、もうこれは全部抹殺すべきものだと思ひます、こうあなたは答えている。削除してないといふことがはつきりしている。この前の答弁では、削除したのだ、ところが、文書に載つてゐるのは不注意の結果の削除漏れだ、あなたはこう答弁している。

○政府委員(稲益繁君) 十一の八のところだけについて申し上げますならば、これはもう削除されておるわけでありました。十一の八自体はございせん。ただいま申し上げましたような、韓国の軍用機が入つて参ります場合に、米側から事前に日本政府に通報するといふ趣旨のことは現在では廃止になつて、ございせん、そう申し上げておるわけでありました。私、よいいなことであつたかもしれませんが、全体の内規自体も、これは今日では、私どもの通達に付属する文書として、参考であつても掲げておくことは適當でないで、この全体を削除したい、かように二つのことを申し上げたわけですから、御指摘の点が十一の八の注のところだけでありますならば、これは前回も申し上げましたように、これは廃止になつております、現在ではございせん。

○須藤五郎君 そうすると、日本のこの通達集から削除になつてゐるというんではなく、アメリカ軍の内規から削除されてゐるといふことなんですか、あなたの言う削除してあるといふのは。

○政府委員(稲益繁君) かつてこの通達の中に参考として翻訳文で引用しました場合のこの十一の八は、向こうの

内部のあれでも廃止になっておりま
す。さように承知いたしております。
○須藤五郎君 それじゃ、もう今日ア
メリカの文書の中にも、この十一の
八、韓国軍の出入国に関する条項は、
アメリカの文書の中にもないというこ
とがはっきり言えるわけですね。

○荒木正三郎君 今論議されている通
達ですね、廃止するとか廃止しないと
か……。それは参考資料として委員に
配ってもらわぬと、僕ら聞いていてわ
からぬ。だから、この文書を配っても
らいたい。そうしないと、この質疑の
何がよくわからないですよ。日本側が
出した通達、これは削除すべきものだ
と、こういうふうに今……。

○政府委員(稲益繁君) その点は、先
ほどから申し上げておりますように、
私どもの通達じゃございませんで、
参考として、税関が現場で、いろいろ
米軍のほうでどういう内規を出してい
るかということを知っておきますと、
いろいろ便利なものでございますか
ら、現場の税関の職員が、そういうも
のがあったらほしいということを言っ
て参りましたので、手に入れて、翻訳
してそれを渡してやった、それがた
ま通達集の中に収録されているとい
う、こういった性質のものでございま
して、通達そのものじゃございませ
ん。

○荒木正三郎君 それでは、その参考
資料を出してもらわぬと、どうもよく
わからぬ。
○佐野廣君 ちよつと、荒木さん、速
記をとめてもらって、今の参考書類、
どんなものが参考書類になっているか
ということ、簡単なものなんだか
ら、見せてもらったらどうでしょう。

○荒木正三郎君 それでもいいが、こ
れだけ論議になっているものだから、
内容をよく見ないと、これはわからな
い。
○委員(棚橋小虎君) 速記をとめ
て。
〔速記中止〕

○委員(棚橋小虎君) 速記を始め
て。
○須藤五郎君 そうすると、関税局長
の責任ある答弁として、今日は、この
米軍の文書の中からも、韓国軍に関す
る十一の八というものは抹殺して、な
い、そういうこと、それがたまたまこ
の参考文書の中にある、こういうふう
に理解していいわけですか。

○政府委員(稲益繁君) 先ほど申し上
げましたように、この十一の八という
文書自体は、私も実は持たないわけ
なんですけれども、この実体がなく
なっているというところは、これは外務
省でも確認してもらっております。た
だ、十一の八という文書自体は私も
最初から持ち合わせておりませんの
で……。

○須藤五郎君 外務省の方、見えてお
るのですか……。それでは、外務省の
責任ある答弁をして下さい、この十一
の八がないということ。
○説明員(高橋正太郎君) お答えいた
します。ただいま須藤先生からお話
がありました米国の間がどうなってい
るかという、責任ある答弁というお話
でございしますが、るる大蔵当局より御
説明がありまして、ただいまの
米軍の内規の十一の八というのはござ
いますけれども、これも私も持つて
おりません。で、簡単に申しますと、
その米軍の内規に、日米の間の合意が

できて——取り扱いをこうするという
合意ができて、それを向こうは部
内を通達しているわけでございます。
で、現在の取り扱い、先ほど
関税局長からお話がありましたよう
に、前の十一の八というのは、もうす
でに米軍の内部で廃止をされて、新し
い十一の八というものが出ておる。そ
れで、その新しいのによれば、簡単に申
しますと、従来は米側の通報だけで
あったものを、米軍の施設に韓国の飛
行機が入ります場合に、これは外交
ルートを通じて、通常の入国の許可を
得るといふふうになっておるわけであ
ります。そういうふうに変更されてお
ります。ですから、これは地位協定の発効
のときに日米間にそういう合意ができ
まして、ただいま申し上げましたよう
に、米側の事前通報のほか、これは
韓国側から正規の外交ルートを通じて
通常の国際慣例による入国の許可を求
めてくると、こういうことになってお
るわけでございます。

○須藤五郎君 外務省としては、米軍
の内規そのものも見ているわけです
ね。見て、そうしてどういふものだと
いうことは理解しているのですか。そ
れで、なくなつたということも、外務
省としては文書によつてはつきりと確
認しているのですか、どうなんです
か。

○説明員(高橋正太郎君) お答えいた
します。前の十一の八が、今度は新し
く——新しく申しますか、日米間の
合意に基づいて、アメリカはこういう
ふうに分内規を変えたという新し
い通達に向こうの内部に出ておるわけ
でございますが、これは見せてもらい
まして確認をいたしております。前の

がこれで変わつておるといふことは確
認をいたしております。
○須藤五郎君 この通達にある注は、
少なくとも僕の理解では、昭和三十三年
までは、注あるいはそれと同じ内容の
規定というものはなかったのです。と
ころが、今度は新しいこれに注が入つ
ておるわけなんです。古いものにな
いのです。で、古いものになくて新し
い通達に特に入れたという点は、どう
いう理由によるのか。それから、特に
韓国の問題だけをここに挿入している
のは、一体どういう理由によつてそ
ういふことをやったのか、そういう点
をひとつ参考までに聞いておきたいと思
います。三十二年まではこれは入つて
いなかったのです。それが新しいや
つに入つておると。そこはつきりし
ておかなければならぬ。

○政府委員(稲益繁君) ここで注とし
て掲げてありますこの文書全体、参考
として先ほど来私が申し上げておりま
す内規でございますが、この内規自体
が、これは三十四年に出ておるもので
ございします。したがって、その当
時、三十四年のときにこういう注がそ
の内規の中に載せられておる、こうい
うことになりました。

○須藤五郎君 これはアメリカ軍の内
規が出たのは三十四年だということ
ですか。
○政府委員(稲益繁君) これは三十四
年以前にも出されております。ここに
参考として翻訳いたしておりますのと
は違つたわけですが、それが三十四年に
改正になりました、それでここに私
どもがつづり込みしておりますこの参
考の文書が三十四年に出ておるわけ
です。その中に、たまたま十一の八とい

うものが注として引用されておる、こ
ういふことなんです。
○須藤五郎君 三十四年のこれに出る
までは、アメリカ軍の内規十一の八と
いうものはなかったのかどうか、外務
省、どうですか。
○説明員(高橋正太郎君) これは、軍
の内規がいつからできたかということ
はつまびらかにいたしませんけれど
も、ただいまの、この注に出ており
ます十一の八というのは、これはその
内容を見ますと、これは前から申し上
げましたように、韓国軍とか船舶が米
軍の施設に出入りするのために、これは
修理保全のために入ってくるわけでご
ざいます。その場合には米軍から事
前の通報を受ける。で、その施設以外
に入る場合は外交のチャンネルでや
る、こういうこととございします。そう
いう合意は、日米間に昭和三十一年で
ございしますが、三十一年の春に日米間の
合同委員会できております。それに
基づいて十一の八というものが出てお
る。と承知いたしております。それが先
ほど申し上げましたように、三十五年の
六月に日米合同委員会、前のは不適
当であるということと、その取り扱いを
改めまして、今度は正規の——先生の
御指摘のような点も当時いろいろ議論
があったものでございしますから、外交
ルートを通ずるといふ通常の方法も加
味するということにいたしましたわけで
ございします。

○須藤五郎君 私が明らかにしておき
たいと思う点は、くどいようですが、
これが三十二年まではなくて、それで
三十四年のこれに入つておるわけ
です。だから、この結果から推測する
と、要するに、三十四年まではアメリ

カ軍の内規十一の八というものはなかったのか、それが三十四年になってそういうアメリカ軍の内規ができたから、だから、三十四年のこの通達に注の形でそういう条項を入れたのか、こういう点なんですよ。三十四年まで十一の八というものはアメリカ軍の内規にはなかったのかどうか、そういう点を私は外務省に聞いておるわけなんです。どうなんですか、その点は。

○説明員(高橋正太郎君) これは、先ほど申しましたように、須藤先生の御満足いただけないかと存じますが、米軍の内規を一番最初いつ出したかということは、私も存じておりません。ただ、申し上げられますのは、米軍の内規がいつできたということではなしに、日米間の合意は、先ほど申しましたように、昭和三十一年の春から日米合同委員会、韓国機の入国についての取りきめがございまして、こういうことははっきり申し上げられるわけでございます。

○須藤五郎君 そうすると、日本の外務省も知らぬし、税関も知らぬ、日本の政府は何も知らぬうちに、アメリカ軍が一方的に自分のところの軍の内規というものを作って、そうしてアメリカ軍は勝手な行動をしていった、そういうふうに理解する以外に理解のしようがないのですが、どうですか。

○説明員(高橋正太郎君) 先ほど来、不十分かも知れませんが、御説明申し上げましたとおり、日米合同委員会におきまして、当時の行政協定の実際の実施を取りきめる。その韓国機の入国についての取りきめが、申し上げましたとおり、昭和三十一年の春にできておるわけでございます。で、それに基

づきまして、米軍は米軍で、自分の関係の向きに通達しておるわけでございます。私どもは米軍は当然必要に応じて日米間の合意を実施するために必要な措置をとっていると思うわけでございます。ですから、政府といましては、日米間の合意が三十一年の春ございまして、それが後に地域協定、新安保の発効と時を同じういたしまして、日米間にまた新たな合意ができた、前のが改善された。それに伴って、それぞれ米軍は自分の内部で通達を出している、指令を出している、そういうふうに了解をいたしております。

○須藤五郎君 そうすると、米軍の内規というものは、日本の政府と相談をして作るのではなく、一方的に自分たちのほうで内規というものを作って、そうしてその内規によって米軍は行動しているんだ、こういうことなんですか。

○説明員(高橋正太郎君) 先ほど来申し上げましたとおり、日米間で合意ができて、その合意に基づきまして、米側は米側の内部でその合意事項を周知徹底させるために、自分のほうで内規を作っているわけでございます。その内規を作ります場合に、日本側にこういう内規を作ろうという相談は当然ありません。それは米側の内部でやる事項でございます。ただ、その合意を実施するために、向こうは内部で通達を出すわけでございます。

○須藤五郎君 そうすると、この米軍の韓国軍の入出国に関する内規十一の八というものは、これは日本と了解済みの内規だと、こういうふうに理解していいわけですか。

○説明員(高橋正太郎君) そのとおりだと思います。○須藤五郎君 それならば、この内規がなくなつたということも、いつ幾日かなくなつたかということも、通達を受けているのですか。

○説明員(高橋正太郎君) 通達は受けておりません。一々そういう通達を受けるまでもなく、日米間の合意が変わりますれば、米側は当然それに伴って、前にそういう十一の八というものがございましたら、それに伴って、また番号は同じかも知れないけれども、新しい日米間の合意に従つたものに内規を改めるのは当然であり、当然そうなつていふと思います。それで調べてみたら、そうなつておつた、こういうことでございまして。

○須藤五郎君 はなはだ、あなたの答弁では僕は不満です。こういう重大なもの、もつと日本の責任ある立場によつてはつきりとしていくべきものであつて、一方的にアメリカの内規によつて云々されるというような性質のものではないかと思う。もつとはつきりしていかないと、いろいろな間違ひがこれから起こってくるだろうと思ふのです。

それでは、続いて聞きますがね……○説明員(高橋正太郎君) ちよつと、先生のお話でございしたけれども、私もどなたもいたしましては、一々日米合同委員会の合意がどういふふうにお前のほうは内規でどういふふうになつておるかというところは、これはやつておつたら、もう切りがないのでございまして、それは相互信頼の原則でござ

いますから、当然向こうはやるべきである。それがたまたま何かのところ、どこかで御指摘がございまして、米軍の内規が日米間の合意と違つていふようなことをやっていると場合には、これは何だと向こうをチェックするわけでございますが、あらゆるものについて、これは確かに前回のほうは内規を出した、内規で合意と同じような内規を出しているなんというところは、一々チェックはいたしておりません。

○須藤五郎君 いや、内規そのものによつていろいろなことがされるといふ点が、僕ら不満なんです。内規のよくなものですべてのこういう重大な問題が、韓国軍の日本に入つてきたり出ていたりすることまで、アメリカ軍の単なる内規によつてされるので、そういうことでは日本人は不安ではないかという点なんです。

○説明員(高橋正太郎君) 須藤先生、先ほどから、米軍が勝手に内規を作り、それによつてこういうことがきめられるのはけしからぬじゃないかとおっしゃいますけれども、私、先ほどから御説明申し上げておりますとおり、日米間で合意ができて、勝手にやっているとわけじゃないのでございまして。日米間に合意ができて、それでその合意に基づいて、アメリカが自分で内規を作つて自分の中に知らしているわけでございます。それから、これはたまたま大蔵当局で、この中に注として入つたり、アメリカの内規自体が参考として入つておりますけれども、これは本来あるべき姿ではないわけでございます。ただ、その当時の、先ほど御説明がありまして、現地のトラブルを避けるため、事務を円滑にするために、向こ

う側ではこうなつていふやうなことを、これは老婆心から、そのときの親切心でここに入つていふ、こういうふうには思つていないわけでございます。先生御指摘になりましたように、米軍が勝手に内規で好きほうだいやつていふやうなことは決してないのでございまして、すべて日米間の合同委員会なら合同委員会による合意に基づいて、日本側も米側もやつていふ。米側はそれを実施に移すために、日米間の合意を実施に移すために、それを内規で自分の内部で知らしている、通達をしている、こういうことでございまして。

○木村義八郎君 関連。それでは、合同委員会その向こうの合意の内容で、それを示し願ひたい。どういふ合意なのか。

○説明員(高橋正太郎君) 現在の合意は、先ほどちよつと申し上げましたとおり、これは講和発効時にできた新しい合意でございまして、すけれども、それによりまして、韓国機が在日米軍の施設区域に入つて参ります場合には、米側から事前の通報を受けるわけでございます。これは前と同じでございます。それから、事前の通報を受け、かつ外交ルートを通じてわが方の許可をとる、こういうことになっております。それが新しい合意の内容の要点でございまして。——ただいまの、ちよつと聞きました。講和発効時というふうには申し上げましたが、間違ひであります。地域協定の発効のときでございまして、地域協定の発効のときに新しくそういう合意ができたということでございます。

○木村義八郎君 それはいつですか。

それはいつですか。

それはいつですか。

それはいつですか。

それはいつですか。

それはいつですか。

○説明員(高橋正太郎君) これは正確に申しますと、昭和三十五年の五月の二十日と思ひますけれども、五月の二十日の合同委員会です。五月の二十日、地域協定の発効の日からこれを発効するようというにしまして、米側とも話し合ひがついておりますから、それからこれはどういふことでもございまして、米側との合意のどういふやつかという、文書ではそれは出せませんけれども、内容は今申し上げたようなことでございまして。

○木村八郎君 それは合同委員会です。そういう行政協定に基づいて合意をやるばいというけれども、国民は全然わからぬでしょう。そういうことは今問題になつてわかつたのであつて、ですから、この注を見ますと、何らか緊急の事態の結果として行なわれるべきものである。そうなりますと、こういうようなことが、国民が知らない間に、行政協定に基づいて、それで合同委員会です。行なわれてしまふということになる、これは非常に重大な問題じゃないかと思ふのですけれどもね。

○説明員(高橋正太郎君) 今、先生御指摘の点は、これは相違ありません。古い話でございまして、合同委員会を通じて米側と合意ができました場合には、これは関係の国内省庁に直ちに文書をもつて連絡してあるわけでございます。でございまして、周知徹底と申されましても、全部官報に告示するとかそういうことは、ものによつてはいたしませんけれども、周知徹底

底、関係省庁を通じて御連絡をしていふということでございます。

○荒木正三郎君 ちよつと。答弁は、政府委員でなければ私は工合悪いと思ふ。特にこういう問題について説明員が答弁をするということは、工合悪い。これは正規に外務省のほうから政府委員として指名されてゐる……。

○委員(長瀬小虎君) 速記をとめて。
〔午前十一時二十九分速記中止〕
〔午後零時一分速記開始〕

○委員(長瀬小虎君) 速記をつけ

○須藤五郎君 アメリカ軍の内規十一の八という問題で、今ずっと来ております。その説明の答弁で、十一の八と、そこはもうなくなつてゐるのだと、変わつてゐるのだと。三十五年で、三十五年から変わつてゐる、こういうことなんです。それで、新しく変わった内規というものはどういふものかといつて質問したわけなんです。それで、新しい内規をあなたからひとつ言つて下さい。

○政府委員(安藤吉光君) お答え申し上げます。ただいまお話のございましたとおり、昭和三十五年の六月に合同委員会において、韓国軍用機が日本に参りますときの手續をはつきりきめました。その内容は、あるいは説明員からすでに説明いたしました、御承知のとおりだと思ひますが、韓国軍用機が来るときには、第一に、一般の外交ルートによる手續を踏む。すなわち、外務省にこの申出が来るから許可を求めたいという申出がございまして、それに基づいて、外交ルートによつて、日本が許可をする場合は許可をするというところでございまして。それ

から、これが米軍基地に参ります際には、米軍から合同委員会において、われわれに、日本側の合同委員会代表に連絡をとりまして、許可を求める、同意を求めるというところでございまして。これらの飛行機は、もちろん外交ルートで許可を受けて参りますときには、日本の法規に従ひます。飛行機のみならず、乗つてゐる人も入管、税関、その他手續を全部とるのでござい

ます。それから、米軍の基地に参ります際には、われわれのほうに事前に連絡をして参りまして、われわれの同意をつけてゐるわけでありまして。合同委員会の議事録を提出するといふお話がございまして、これは再三国会でも御答弁申し上げております。おり、合同委員会ではその議事録は公表しないという申し合せになつてお

りますので、ただいま私が申し上げました要旨がその内容だと御了解願ひたいのであります。

○須藤五郎君 それでは、韓国の軍用機が、今のような、最近韓国の軍用機がたたく日本に來てゐるわけですか。

○政府委員(安藤吉光君) ただいまの御質問でございますが、私が今記憶しておりますところは、韓国の軍用機は、主として修繕のために月に一、二機程度だと私は記憶いたしてござい

ます。詳細のことは調べませんとわかりません。

○須藤五郎君 私は伊丹の飛行場のそばに住んでゐるわけですが、伊丹の飛行場のそばに修理工場ができてゐるんです。そこへ韓国の軍用機が盛んに來てゐるというのを、私は耳にしているわけですね。こういうふうな韓国

の軍用機が來ることも、今局長が言つた政府との話し合ひによつてということと來てゐるのだらうと思ひますが、それで、台湾の飛行機も日本に來るときは、そういうふうな話し合ひによつて來ることができるとは思ひます。

○政府委員(安藤吉光君) さうでございます。

その前に、伊丹にそういうのがあるといふことは私は承知いたしてございせん。これらの飛行機が修繕に参りますのは、主として小牧のほうに聞いております。私は実際に参つてお

りまして、伊丹には行つておらないと聞いております。

第二に、第三国機が参りますときには、ただいま申し上げました手續によることは申すまでもございせん。

○須藤五郎君 そうすると、韓国、台湾の飛行機は、そういう手續さえすれば、軍用機はいつでも日本にやつてこれる。すなわち、何か問題があつたときに、台湾の飛行機が日本に逃げ込んでくるときには、そういう手續さえし

たら來れるんですか。

○政府委員(安藤吉光君) 勝手に來るわけではございません。先ほど御説明申し上げましたとおり、第一には、外交ルートによつて向こうが許可を求め

てくる。それは勝手にめくら判を押すわけではございませんで、やはりその内容等よく調べまして、同意を与えるわけでございます。

○須藤五郎君 それじゃ、その許可を与えるのは、韓国と台湾というふうな特定な国じゃなしに、どここの国でも許可を与えるという方針なんですか。

○政府委員(安藤吉光君) そのように

御了解願つてございまして。そして私も参つております合同委員会の議にかかりまして、これらの飛行機が米軍の基地を利用する場合に

はわれわれのほうに了解を求めてくる。それで、これまた勝手にやつておるわけではございませんで、具体的なことをちよつと申し上げますと、相当事前

前にこれからの期間にこれだけ來る予定であるという第一回の通報があつて、第二回に、近くなつたといふふうなものが來るといふふうなこ

と、それから、來たら、いよいよ來た、いつ歸つた、そういう詳細な点において日本側に連絡して参り、日本側の同意を得るわけでありまして。

たが、先ほども申し上げましたとおり、これは双方とも発表しないという約束になっております。従来、これはたびたび国会でも御説明いたしましたとおりでございます。議事録そのものはお出しできないのは非常に遺憾でございます。

○政府委員（福益繁君） けさほど冒頭に申し上げましたように、こういった資料、陸軍規則とか海軍G〇、空軍規則でありますとか、あるいは検疫規則C、こういったものはすべて米軍の向こうの内部の規定でございますので、提出できませんというところはけさほど申し上げました。それで、私どもとして提出できますものは、この基本通達の最新版、これをお手元に差し上げるように準備いたしております。

○須藤五郎君 私たちがこういう資料を要求するのは、必要があつて要求しておるわけですが、合同委員会の議事録にしまして、日本人が何とも知らされない。国会議員も知らされない。われわれ全部つんぼさじきに置かれておる。そうしてこういう重大なことがやられておるということに対して、大きな不安を持つておるわけですが、だから、これは単に僕だけの要求ではなく、同僚の木村八郎議員や荒木さんにも要求しておるのであつて、なお私は、もう一度再考をして、この次にいっと責任ある答弁をしてもらいたい。また、関税局長も税関に関する資料が出せないということなのです。あなた方が知つて、なぜ僕らが知ることができないのか、あなたたちの知ることが僕らが知つておかなくちやならぬ、こういうふうには私は理解するので、重ねてこの資料の提出を要求します。

て、本日はこれで打ち切らしていただきます。

○政府委員（安藤吉光君） ちょっと御説明申し上げたいと思います。先ほど議事録そのものは公表いたしかねると申し上げたのですが、その内容につきましては、先ほど御説明したとおり、概要は御説明してあります。もう一つ、この合意議事録といふものは、合意書と申しますか、この中で国民の権利義務に關係のあるもの、たとえば施設の提供とかその他のものにつきましては、適宜告示等の方法によりまして措置を講じております。御了承願ひたいと思います。

○須藤五郎君 三十四国会の予算委員会におきまして、秋山長造君の質問に對しまして藤山外務大臣はこう答えておる。先ほど来申し上げておりますように、日米合同委員会の記録といふものは、これは従来公表で話し合ひをするに話し合ひをいたしてございまして、公表はいたすことが今日できません。しかし、そのきまりました結果を各省がいろいろ実施するといふことになる場合に、それは実施するといふことは表に出てくることなのでありますから、そういう範圍内において各省と相談した上で、各省から出せるものは出すといふことを申し上げておるわけでございます。こういふふうにするに責任ある外務大臣が言つておるのです。だから、私はこういうものを出してもらいたいといふことを言つておるのです。外務大臣が各省と話し合つて出そうと言つておるのですから、だから、あなたが局長が出さぬというように一方的に言わないで、なを研究してわれわれの要望にこたえるように努力

力をしていただきたい、こういうことを私は申し上げるわけでございます。

○木村八郎君 いわゆる合意書ですね、これは各省にわたつていろいろあるわけですね。今、須藤君が言われたように、前の予算委員会問題になりました、それで外務大臣も答弁をされたわけですが、合意書といふものは出せるわけですね。議事録そのものは、これは出せないかもしれないけれども、合意書につきましては出せるでしょう。

○政府委員（安藤吉光君） 合意書そのものは議事録の一部になつておりますので、出せません。しかし、先ほども御説明申し上げましたとおり、その主要のものにつきましては御説明いたしております。また国民の権利義務に關係あるものは、結局それに基づきました、たとえば施設提供その他のものにつきましては、告示等の方法によつて公示するようにいたしてございまして、議事録そのものは、いろいろ各般にわたる討議をいたしてございまして、それでこの議事録は発表しないといふ向こうとの約束によつてやつておるわけでございます。御了承願ひます。

○木村八郎君 前にもその議事録そのものを提出しようといふのじゃなく、一部は合意書について出したものもあるように記憶しているんですが、予算委員会でも要求して、全部じゃありませんけれども、一部出したものもあると思ふんですよ。

○政府委員（安藤吉光君） お答え申し上げます。私が記憶いたしておりますところは、合意書の内容につきましても、概略のものを呈示した記憶はありますが、合意書そのものではなかつた

と思ひます。それから、くどいようであります。合意書の内容が国民の権利義務に關係のあるもの、こういったものは、結局それが告示という格好になりまして、關係各省の告示として措置されるわけでございます。それによつておわかり願ひるかと思ひます。

○木村八郎君 実は安保条約は、もう私が言うまでもないんですが、実施するといふのは、行政協定に基づいて協定を実施する場合には、日米合同委員会を開いて、合意によつてやるわけでしょう。ですから、その合意といふものがわからないと、實際に行政協定の条文だけ読んだつて、それがどういふふうな実施されていくのかわからぬわけですね。そこで合意書といふものが問題になるんですが、合意書そのものは議事録でありますから出せないとしても、その合意の内容は、これは公表できるんですよ。特に今問題になつてゐるのは、前の内規十一の八ですか、これが変わったといふんでしょ。韓国だけではなく、各国について同じような取り扱ひをするといふようになつたといふんですが、三十五年ですか、さつきお話がありました。その変わった内容ですね、その合意書の内容といふものは、これは公表できるわけでしょう。

○政府委員（安藤吉光君） その三十五年の六月の合意の場合、すなわち第三国の軍用機が日本に入つてくる場合、米軍基地を使う場合、これにつきましても、私、先ほど御説明いたしましたとおりの内容でございます。

○木村八郎君 いや、ところが、このアメリカのほうの通達を見ますと、つまり合衆国軍隊の管理する基地また

は港に入つたときは、直ちに日本政府の關係職員と連絡しなければならぬとなつておつて、そうして日本政府の許可を受けなければならぬといふように書いてないんですよ。そうしてあとを讀みますと、連絡を受けたときには、その航空機あるいは船舶に對してあらゆる適當な援助を与えなければならぬといふところがあるんですよ。日本政府の許可云々といふことはないんですよ、ただ連絡すればそれでいいといふようにこれには書かれてゐるわけですよ。

○政府委員（安藤吉光君） 私、税法のことはよく存じませんが、三十三年のころのものでございましょうか。

○政府委員（福益繁君） 先ほど私から御説明申し上げましたが、私どもの基本通達に参考文書として、向こうの内規を翻訳いたしましたもの、これをお読みの上の御質問だと存じますが、これは三十四年当時のものであります。したがつて、アメリカ局長から説明がありまして、三十五年に新しく地位協定に基づく合意がございまして、これが発効して変わつてゐるということをお申し上げておるわけであり

ます。

○木村八郎君 ですからね、それじゃ、変わつてゐるのは、日本政府の許可を受けなければならぬといふことになつておられますか。変わつてゐるのは、外交ルート云々とありますけれども、そうなつておられますか。

○政府委員（安藤吉光君） 先ほどから御説明いたしておりますとおり、また今木村先生のおっしゃつたようなふうになつておられます。

○木村八郎君 私は、これが一つの具體的の例として出て参りましたけれ

ども、国民はこういう合意書というものは全然わかっていないんですよ。行政協定がどういふふうの実施されているかというところからいふ。前に合意書を見なければわからんじやないかと、これを問題になったのですけれども、これを見ますと、合衆国軍隊の管理する基地または港に、合衆国軍隊の運輸管理のもとに貿易船または航空機が入ってきたときには、日本政府の職員に連絡すること。そして、それに対して、日本の政府職員があらゆる適当な援助を与えなかならぬと、こうなっておるわけですね。前は韓国だけというのを、今度は韓国ばかりでなく、各国に対してもこれを適用するということになっておるようになっています。その場合……

○政府委員(稲益繁) ちよつと、私説明が……お読みになっていられると誤解いたしましたので、ちよつと御説明いたしますが、お読みになっておりますところは、先ほど須藤委員の問題にされました注のところでなしに、その前の四、普通の貿易船の場合、これでごさいますと、これは別に変わっておりませんで、そこに書いておられますように、合衆国軍隊の運輸管理のもとに通常のいわゆる貿易船でございまして、合衆国軍隊の管理する基地または港に入つたときは、この規定に協力するといふようなことを規定しておるわけでごさいます。これは軍用機とは違つたわけでごさいます。軍用機の場合は、その注のほうの場合で問題になっているわけでごさいます。

○荒木正三郎君 十一項の八が削除されております、今後は外交ルートによつて処理されると、こういうお話であつたわけですね。第三国の航空機あるいは艦船等が日本の港あるいは空港に入る場合、外交ルートによつて処理される、こういう答弁であつたわけですね。その外交ルートによつて処理されるというよりどこにあるの飛行機が日本の飛行場に入ると、韓国の飛行機が日本の飛行場に入ると、これは、日本と韓国とは国交が正常化されていらない間柄です。そういう国の軍用機が日本の空港に入り得るといふような根拠ですね、これは外交ルートによつて政府が許可すれば入るといふんでしよう。政府だって勝手にどこかの飛行機でも入れるというわけにいかないと思ふんです。どういふ根拠に基づいて入り得るか。私は、アメリカ局長ですか、これは外務省条約局長がどつちかということでも来てもらつたんです、どういふ根拠に基づいて入り得るのか、そういう点を局長に説明してもらいたいと思ふんですがね。

○政府委員(安藤吉光君) どうも私はあるいは適任じやないかと思ひますけれども、一応われわれ考えておりますのは、いわゆる一般の第三国機は、当然これは国際法によりまして、飛来してくる国の同意あるいは許可がなければ入れないことは事実でございまして。ただいまのお話は、韓国と国交がないから韓国機は入れないべきじやないから、あるいは国交がないのにどうして入れるのかという御趣旨のようでごさいます。韓国といふ普通の形の関係はないかもしれませぬけれども、実際問題といたしまして、韓国の大公使が来ております。実際韓国人も

日本に、正規の手続を踏んで参つております。あるいはまた、日本からも、数多くはございせんが、向こうの許可を得て行つておるといふ事態でございまして。事実上、両国の間はそういう関係にあるわけですね。一般の国際法の規則に準じて、準用いたしまして、われわれの同意を与えて行つておる、来ておるわけでごさいます。その具体的例は、先ほど申しましたとおり非常に少ないわけでありまして。月に一、二機でございまして。

○荒木正三郎君 今、少ないか多いかということをお話し問題にしているわけではございません。どういふ根拠で日本が許可しているかという点をお尋ねしているわけなんです。やっぱり一番問題になるのは、国交の正常化されていらない第三国、そういう国の軍用機がどういふ根拠で日本に入ってくるのか、こう言つておる。局長は、事実上いろいろ関係がある、そういうことで正式には国交正常化されていなくても許可している、こういうお話であつたんです。そうすると、これは政府のそのときの考えで、いづれにも左右されるという性質のものだと私は思ふ。そういうことで、外国の軍用機が日本に入るといふのは、許可されるというふうな状態にあるということでは、なかなか私の理解しにくいところですね。

○委員(堀橋小虎君) 航空局長。○荒木正三郎君 ちよつと待つて下さい。アメリカ局長から……。さつきあなた答弁あつたのだから、私はその点に対して重ねて質問しているわけですね。○政府委員(安藤吉光君) お答え申し上げます。航空法に基づくもの、このことでは承知いたしております。航空局

長からその関係を御説明願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 そうすると、さっきの答弁と食い違つてくるじやないですか。今、航空法に基づいてやつていゝる。さつきはそうじやなしに、事実関係から推して許可している、こういうことです。航空法に基づいて許可しているんだということであれば、これは法的な基礎というものがあつたと思ふんです。これはあらためて聞きますが、そうでなしに、事実関係があるから許可しているんだということであれば、私は政府のつた処置というものが了解できないんです。

○政府委員(安藤吉光君) 私が申しましたのは、国際法的にどうかという観点から申したわけでごさいます。航空法のその規定は国内的にちゃんと法的根拠があることは、いづれ航空局長から御説明があると思ひます。その航空法によつてくるそのものとの関係、いわゆる国際関係はどうであるかという点について説明いたしたつもりでございまして。現に韓国代表も参つております。これはいづれ大體事実上来ておるといへば来ておる、韓国代表が。で、国際法の見地から申しますればどうかという点について触れたつもりでございまして。

○荒木正三郎君 今の答弁にも問題が残りますが、一応先に、航空法はどういうふうになつてゐるのか。○政府委員(今井榮文君) 航空法は、今アメリカ局長が御説明になりましたが、国際法的な観点からの韓国の性格についての御議論は別といたしまして、航空法の百二十六条の第二項に、締約国の国籍を有する航空機であつて

外国の使用する航空機は、運輸大臣の許可を得なければ入国できないという規定がございまして、この締約国という点につきましては、韓国はシカゴ条約の加盟国でありまして、明らかに法律でいう締約国になつてゐるわけでごさいます。したがつて、航空法の建前からすれば、当然に法律に準拠して入国の許可の処分ができるものと考へております。

○荒木正三郎君 この場合、締約国の航空機が日本に入ることについては、シカゴ条約によつてそれは差しつかえないと、こういうお話ですね。これは民間航空機に限定しておるのか、軍用機もこの中に包含されているのか、その点をひとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(今井榮文君) 今申し上げました規定は、民間航空機の運輸についての規定でございせんので、実は国またはその外国の公共団体またはこれに準ずるもの使用する航空機でございまして、明らかに政府に所属した公共団体に所属する、こういう飛行機でございまして、したがつて、当然に軍用機あるいはそれ以外の政府機といふものについての条項でございまして。

○荒木正三郎君 そうすると、軍用機は含まないというのですか、軍用機も含むというのですか。○政府委員(今井榮文君) 軍用機も含むという意味でございまして。

○荒木正三郎君 この締約国というのは、シカゴ条約に加盟しておるといふ国は、日本の近くにある国としてはどういふ国がありますか。○政府委員(今井榮文君) 現在、私も

正確に記憶はいたしておりませんが、全加盟国はおそらく九十に近いと思ひます。世界のほとんど大部分の国が加盟したておるわけでございます。韓国も、フィリピンも、あるいはインドネシアも……。

○荒木正三郎君 いや、日本の近くだけでいいです。

○政府委員(今井榮文君) フィリピン、中華民国、それから韓国、それからインドネシア、こういう国は加盟したておるように記憶いたしております。

○荒木正三郎君 ソ連はどうですか。

○政府委員(今井榮文君) ソ連は加盟してないように記憶いたしております。しかし、東欧諸国で加盟しておる国はございます。

○荒木正三郎君 ソ連は加盟してない。その場合に、軍用機がこの条約に基づいてとにかかり得るのだという根拠がここにあるのだというわけですが、その場合の制限はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(今井榮文君) 手続といたしましては、先ほどアメリカ局長からお話ございましたように、外務省を通じて、外務省の意見を付して運輸省に回付されるものでございます。したがって、外務省の判断に従ひまして、私どものほうとしては許可を出す出さないを決定する、こういうふうになっております。

○荒木正三郎君 運用機が日本に入るといふことは、非常に重要な問題だと私も考えます。これが平素修理のためにやってくる、そういう場合はたいして問題にならないと思うが、しかしこういう条約があつてはいるのだというところになっておれば、特に国際情

勢の変化等によつて非常に重大な問題になってくる場合も予想されると思うのです。そういう意味で、私はこの点をばつきり確かめておく必要があると思つて、今質問をしてゐるわけなんです。そうすると、こういう締結国、東欧諸国といへばずいぶん離れていますからね、実際問題として日本にやってくるという可能性は全然ないです。ソ連が入つていないということですから、これは現実の問題としては起つてこないと思つておるわけですが、非常に厄介な問題が起ると思つておるわけが、どうですかね、これは。

○政府委員(安藤吉光君) 私が全般のことをお答えするのに適當かどうか、ちよつといかがかと思ひますが、一般的に申しまして、第三国機が日本に許可を求めて参りますときには、その諸般の情勢を考慮して、やはり慎重検討した結果それをきめるわけでございます。

なお、先ほど、私、月に一、二回韓国機が参ると申したことに補足して、ちよつと説明させていただきますと思ひます。これは全く全部が修理のためにやってくるのでございまして、日本の民間の航空会社に持つてきて、そこで修理をして歸つていくわけでございます。

○荒木正三郎君 最近一年間に、第三国の軍用機がどれくらい日本の許可を受けて空港に入つてゐるか、これはあとで資料を提出してもらいたいと思ひます。最近一年間の外国の軍用機……今の質問は、外交ルートによつて第三国の飛行機が日本に入つてくる場合を尋ねたんですがね。もう一つの場合は、航空機、軍用機、これがアメリカ

合衆国の航空機でなしに、第三国の航空機がアメリカ軍の管理している基地に入る場合、これは日米合同委員会の合意が必要だといふ先ほど説明があつたんですね。日本政府の承諾が必要だと、こういうお話であつたわけですか。

これについて、今までの経過からいって、大体日米合同委員会では、アメリカの要請があれば第三国の飛行機を許可しているのかどうか、日本政府としては、そうして最近アメリカが要請した第三国の軍用機ですね、これはどれくらい、どういふ国々、どういふ数に達しておるか、そういう点をひとつ説明してもらいたい。

○政府委員(安藤吉光君) 私の承知しておりますところでは、三十六年の数字で承知しておりますが、年間約十機ぐらひでございます。韓国でございまして、これは全部が、大体小牧の飛行場で修理、もちろんこれはコマースヤル・ベースで金を払つてもらつて修理しております。その前後に米軍の基地に着いておるといふことでござい

ます。

○荒木正三郎君 これは関税局長にお尋ねしますが、こういう場合、小牧に入つてくるというところですが、いろいろ入つてくるんじゃないかと思つておる。税関としてこういう航空機に対して検査するの、やはり入管手続によつて検査しておられるのかどうか、そういう点を……。

○政府委員(稲益繁君) 韓国の軍用機がそういうところへ入つて参りました場合に、税関としまして、主たる検査の対象は人と物でございます。そういう場合に、一般の人はいしはそういう所有貨物といふものがありますれば、

それには税関検査をいたしております。

○荒木正三郎君 いや、私の質問いたしておるのは、軍用機が入つてきたときに税関検査をしておられるのかどうか。

○政府委員(稲益繁君) 日本の関税法に從いますから、検査はやるわけでございます。

○荒木正三郎君 それでは、税関のほうからそういう検査をやられた——今アメリカ局長は十機以内という、それから小牧という話ですがね。先ほど須藤君も言つておりましたが、ほかの飛行場にも入るんじゃないかと思ひます。あなたのほうで税関検査をせられた軍用機は何機ぐらひありますか。

○政府委員(稲益繁君) どれくらい入つてきておるかという御質問ですか。税関で検査いたしております関係で、私のほうに今わかつております数字を申し上げますと、三十六年の八月、昨年の八月からありますが、現在までで韓国機が十回ほど入つております。

○荒木正三郎君 十回、八月から。機数にすれば何機ぐらひですか。

○政府委員(稲益繁君) ただいま手元に機数は数字がございません。ただ、検査をやりました回数だけでございます。

○荒木正三郎君 それでは、その機数を次の委員会でご答弁してもらいます。できるだけこれは詳しくやつてもらいたい。

それで、運輸省にお尋ねしますが、鹿児島空港は拡張するという方針のよりに聞いておるのですが、これはどのような計画内容ですか、大要を説明願

いたい。

○政府委員(今井榮文君) 鹿児島空港の拡張につきましては、現在御承知のように千二百メートルの滑走路一基がございまして、埋立地でございまして、飛行場の周辺には約一メートル五十程度の防潮堤がついております。滑走路自体も、通常の千二百メートルの滑走路ですと、大体両端に六十メートルのオーバーランをとりますと、千三百二十メートル程度の滑走路距離を持つ長さの滑走路が通常でございますが、鹿児島はオーバーランがございせんので、千二百メートルぎりぎりしかない。しかも、その周辺を一メートル五十の防潮堤で囲まれておることから、千二百メートル程度の滑走路があれば十分に離着陸できる飛行機が、ある程度減量して飛んでおるといふのが実情でございます。

拡張計画といたしましては、現在の千二百メートルの滑走路を、海面を埋め立てまして、千五百メートルに延長すると同時に、その両端に六十メートルずつのオーバーランをつける、つまり全体の長さが千六百二十メートルというところになるわけでございますが、この程度に拡張したいというところで、三十七年度も、わずかでございまして、予算措置を講じて着工をいたしたい、かように考えております。

○荒木正三郎君 現在の千二百メートルの滑走路では離着陸が非常に不便である、したがつて千六百メートル程度に延ばさなければならぬ、こういうお話ですね。

○政府委員(今井榮文君) そのとおりでございます。

○荒木正三郎君 ジェット機が、ジェ

かる重大な内容を包蔵するものである。即ち、商業界における企業の集中度を比較して見ると、清酒は上位十社で全体の七パーセント程度を生産しているに過ぎないのに対し、合成清酒は上位五社で全体の五十二パーセントを出荷し、また、上位十社では全体の六十六パーセントに当る約五十万石を出荷し、しかもその最上位一社の出荷高は実に十二万石に近い数量を示す企業集中の実情である。しかして、もしこのような法令の改正が行なわれたとすれば、清酒に近似する大量の製品が強大なる資本力をもつて大量生産され、清酒とまぎらわしい名称で市場に出回ることとなり、しかも巨額の宣伝費をもつて販売されることとなるので資本力及び生産規模ともにきわめて弱小である清酒業者は、たちまちにして重大なる窮地に追い込まれることは必定であるから、この問題についてはいつさい取り上げないよう配慮せられたいの請願。

三 鈴木良平外百二十三名
紹介議員 千田 正君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三八三号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 山形県西村山郡西川町 大字陸合 設楽育太郎 外五百七十五名
紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三八四号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 山形県西田川郡大山町 大字大山にノ四八〇 加藤富三郎外二百九十五名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三八一号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 秋田県能代市河戸川 大塚銑司外八十一名
紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三八五号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 宮城県加美郡中新田町 字南町一六六株式会社 中勇酒造店取締役社長 中島信一郎外八十一名
紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三八六号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 福島県東白川郡棚倉町 近津古市酒造店內 古市一与外三十五名
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三八七号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 福島県平市大字下高久 合名会社矢吹酒造店代表社員 矢吹清貞外三十六名
紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三八八号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 茨城県久慈郡里美村大字折橋東郷酒造合資会社 社内 佐川治平外四十一名
紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三八九号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 栃木県那須郡湯津上村 蛭畑天鷹酒造株式会社 代表取締役 尾崎元一 外三十一名
紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九〇号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 栃木県真岡市荒町一、一三三株式会社竹村長 左衛門商店代表取締役 竹村長左衛門外三十一名
紹介議員 湯澤三千男君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九一号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 栃木県那須郡湯津上村 蛭畑天鷹酒造株式会社 代表取締役 尾崎元一 外三十一名
紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九二号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 栃木県真岡市田町一、

四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 茨城県那珂湊市七丁目 宮内えい外四十名
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九三号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 栃木県佐野市田島町四八八第一酒造株式会社 代表取締役 島田嘉内 外三十八名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九四号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 群馬県前橋市高田町五九ノ三 植野要外四十二名
紹介議員 最上 英子君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九五号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 群馬県多野郡鬼石町一〇八ノ二 藤崎徳兵衛 外四十名
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九六号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 群馬県多野郡鬼石町一〇八ノ二 藤崎徳兵衛 外四十名
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九七号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 群馬県多野郡鬼石町一〇八ノ二 藤崎徳兵衛 外四十名
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九八号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 群馬県多野郡鬼石町一〇八ノ二 藤崎徳兵衛 外四十名
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九九号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 群馬県多野郡鬼石町一〇八ノ二 藤崎徳兵衛 外四十名
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

〇四一ノ一株式会社辻 善兵衛商店代表取締役 辻繁次外三十九名
紹介議員 相馬 助治君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九三号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 栃木県佐野市田島町四八八第一酒造株式会社 代表取締役 島田嘉内 外三十八名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九四号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 群馬県前橋市高田町五九ノ三 植野要外四十二名
紹介議員 最上 英子君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九五号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 群馬県多野郡鬼石町一〇八ノ二 藤崎徳兵衛 外四十名
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九六号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 群馬県多野郡鬼石町一〇八ノ二 藤崎徳兵衛 外四十名
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九七号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 群馬県多野郡鬼石町一〇八ノ二 藤崎徳兵衛 外四十名
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九八号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 群馬県多野郡鬼石町一〇八ノ二 藤崎徳兵衛 外四十名
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九九号 昭和三十七年二月十四日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 群馬県多野郡鬼石町一〇八ノ二 藤崎徳兵衛 外四十名
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

しである。

第一三九六号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 群馬県新田郡新田町大根一、〇二二新田酒造株式会社代表取締役
西村清次郎外四十一名
紹介議員 野本 品吉君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九七号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 群馬県前橋市総社町総社一、五〇〇 本間善太郎外四十一名
紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九八号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 千葉県野田市山崎六八五 窪田宗太郎外七名
紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一三九九号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡増穂町青柳町一、二〇二 中込長外四十一名
紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四〇〇号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 新潟県新発田市東町丙四九 市島長松外四十二名
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四〇一号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡巻町巻甲二、二一三 笹林沢治外四十二名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四〇二号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡増穂町青柳町一、二〇二 中込長外四十一名
紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四〇三号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 山梨県都留市下谷二六一 宮井幾三
紹介議員 安田 敏雄君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四〇四号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 静岡市羽島六九八 鈴木武郎外四十一名
紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四〇五号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 静岡市七間町一八ノ一 静岡酒造有限公司社内長谷川醇造外四十名
紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四〇七号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 三重県亀山市西町合資会社草川酒造場代表社員 草川善太郎外四十一名
紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四〇八号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 大阪府茨木市沢良宜西四九七 高島佐太郎外三十八名
紹介議員 天坊 裕彦君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四〇九号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 兵庫県川西市東多田二六四ノ一合名会社播安商店代表社員 播野健三外四十名
紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四一〇号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡神崎町中村 難波礼二外四十名
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四一一号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市今津出在家町三一株式会社長部文治郎商店取締役社長 長部文治郎外四十一名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四一二号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 広島県呉市蔵本通一四丁目 佐藤正人外四十一名
紹介議員 永野 護君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四一三号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 山口県大津郡日置村 堀通外四十一名

紹介議員 木下 友敬君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四一四号 昭和三十七年二月十四日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 香川県高松市屋島西町 木村忠七外四十一名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四一五号 昭和三十七年二月十四日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 香川県仲多度郡琴平町 榎井九三 丸尾忠男外四十名

紹介議員 津島 壽一君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四一六号 昭和三十七年二月十四日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 高知県中村市本町三ノ三〇 山崎章治外四十名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四一七号 昭和三十七年二月十四日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 高知県安芸郡安田町 広松久吉外二十九名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四一八号 昭和三十七年二月十四日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 高知県高岡郡葉山村姫野々 西川遼一外二十九名

紹介議員 坂本 昭君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四一九号 昭和三十七年二月十四日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市大字中村 一二九鹿島酒造株式会社 社取締役社長 吉田和八外四十名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四二〇号 昭和三十七年二月十四日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 佐賀県伊万里市波多津町辻九〇五田中酒造合

紹介議員 佐賀県伊万里市波多津町辻九〇五田中酒造合

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

名会社内 田中英治外四十一名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四二二号 昭和三十七年二月十四日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 熊本県下益城郡城南町 西海酒造株式会社取締役社長 下田教雄外四十一名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四六一号 昭和三十七年二月十五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 北海道小樽市奥沢町三ノ二二本間酒造株式会社 社取締役社長 本間保次郎外四十名

紹介議員 菅米地英俊君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四六二号 昭和三十七年二月十五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 北海道旭川市四条通一七丁目 野崎三信外四十一名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四六三号 昭和三十七年二月十五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

第一四六三号 昭和三十七年二月十五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 北海道旭川市一条通一五丁目左六号石崎酒造株式会社取締役社長 石崎武夫外四十名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四六四号 昭和三十七年二月十五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 北海道旭川市春光町六区二三五大内酒造株式会社取締役社長 大内良実外三十九名

紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四六五号 昭和三十七年二月十五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 北海道旭川市二条通一八丁目 世木沢登外四十一名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四六六号 昭和三十七年二月十五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 北海道旭川市二条通一八丁目 世木沢登外四十一名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 北海道南幌市本町八日 本清酒株式会社函館支店内 大久保一雄外四十一名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四六七号 昭和三十七年二月十五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 北海道浦河郡浦河町大通二ノ二四香蘭酒造株式会社浦河工場内 村岸徳次郎外三十五名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四六八号 昭和三十七年二月十五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 北海道樺戸郡新十津川町字上徳富一二五ノ八 金満酒造株式会社取締役社長 杉浦順孝外四十名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四六九号 昭和三十七年二月十五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 北海道樺戸郡新十津川町字上徳富一二五ノ八 金満酒造株式会社取締役社長 杉浦順孝外四十名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四六九号 昭和三十七年二月十五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 北海道樺戸郡新十津川町字上徳富一二五ノ八 金満酒造株式会社取締役社長 杉浦順孝外四十名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四六九号 昭和三十七年二月十五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 北海道樺戸郡新十津川町字上徳富一二五ノ八 金満酒造株式会社取締役社長 杉浦順孝外四十名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四六九号 昭和三十七年二月十五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 北海道樺戸郡新十津川町字上徳富一二五ノ八 金満酒造株式会社取締役社長 杉浦順孝外四十名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四六九号 昭和三十七年二月十五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 北海道樺戸郡新十津川町字上徳富一二五ノ八 金満酒造株式会社取締役社長 杉浦順孝外四十名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四六九号 昭和三十七年二月十五日受理

請願者 秋田県山本郡二ツ井町

宇比井野九七 佐藤勇
外八十一名

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四七〇号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願(二通)

請願者 岩手県花巻市相生町

松館精一 外百二十三名
小笠原二三男君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四七一号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願(二通)

請願者 岩手県東磐井郡東山町

松川六日町四七 松岡
淳七 外百二十三名

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四七二号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願(二通)

請願者 岩手県北上市更木町

藤村久喜 外百二十三名
谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四七三号 昭和三十七年二月十日受理

五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 山形県東田川郡余目町

興野四三 佐藤多郎左
エ門外二百四十六名

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四七四号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 山形県東置賜郡川西町

大字西大塚一、七九二
高橋義四郎 外二百四十六名

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四七五号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 宮城県玉造郡岩出山町

宇通丁一二四 湯村之
昭外四十一名

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四七六号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福島県二本松市竹田一

ノ六六 大田八重 外四十一名

十一名

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四七七号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福島県平市中平窪字辰

ノ口八五白馬の雪酒造
株式会社取締役社長

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四七八号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福島県勿来市小川町合

資会社小野酒造場代表
社員 小野光輝 外四十名

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四七九号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福島県東白川郡塙町大

字植田字坂ノ下一五家
満寿美合資会社代表社員

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四八〇号 昭和三十七年二月十日受理

じである。

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 茨城県那珂郡山方町大

字山方根本酒造株式会社
社内 根本保外四十一名

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四八一号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 茨城県那珂郡大宮町醉

富銘醸株式会社社内 岡
部辰雄 外四十一名

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四八二号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡大洗町

六三八 坂本彦市
大森 創造君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四八三号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 群馬県前橋市元総社町

二、一五九 村山茂八
外四十一名

請願者 茨城県水戸市向井町

一、七五八 滝田ヤス
外四十名

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四八四号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡村

下野田六四九ノ一 柴
崎源喜 外二十八名

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四八五号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 群馬県新田郡新田町大

字木崎九六六山崎酒造
株式会社取締役社長

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四八六号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 群馬県前橋市元総社町

二、一五九 村山茂八
外四十一名

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

である。

第一四八七号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 群馬県前橋市古市町一、〇一一 町田恒夫 外四十名

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四八八号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 群馬県多野郡吉井町大字長根一、六六三株式 会社馬場酒造店代表取締役 馬場晋外四十一名

紹介議員 本暮武太夫君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四八九号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字清地五一七関口酒造合名会社代表社員 関口博正外四十一名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四九〇号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

五日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 埼玉県上尾市大字上尾宿一九三ノ一 笹川栄吉外四十名

紹介議員 大泉 寛三君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四九一号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 新潟県新発田市大字中倉 高沢英介外四十一名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四九二号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡巻町福井一、八三三福井酒造株式会代表取締役 星野藤三外四十二名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四九三号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 長野県松本市宮村町六六六六酒造株式会社

代表取締役 池上富三 郎外九十二名

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四九四号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 静岡県市木町六 橋本忠次郎外四十一名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四九五号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 愛知県半田市亀崎町九ノ一一伊東合資会社 内 伊東基夫外四十一名

紹介議員 天竺 良吉君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四九六号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福井県大野市七間二二四号ノ一一一 南部修三外三百六十八名

紹介議員 加賀山之雄君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四九七号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市北若松町一、五九五清水醸造株式会代表取締役社長 清水清三郎外四十名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四九八号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町大字中在寺 矢尾小兵衛外四十一名

紹介議員 西川基五郎君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一四九九号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 大阪府茨木市大字茨木一、一七〇中尾酒造株式会代表取締役社長 中尾定一外四十名

紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五〇〇号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡福崎町西田原一、一二五中播酒造有限会社代表取締役 鈴木武夫外四十名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

請願者 神戸市東灘区御影町浜中三〇九 大島保平外三十八名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五〇一号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡福崎町西田原一、一二五中播酒造有限会社代表取締役 鈴木武夫外四十名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五〇二号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市鹿塩字高丸 青木敬外四十一名

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五〇三号 昭和三十七年二月十日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 兵庫県川辺郡猪名川町木津 肥利夫外四十名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五〇四号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市小曾根町四ノ六五 森川清外四十一名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五〇五号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 鳥取県倉吉市西仲町二、六三三高田酒造株式会社代表取締役 高田伝衛外十一名
紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五〇六号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 広島県加茂郡西条町高橋貢外八十五名
紹介議員 山田 節男君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五〇七号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 広島県竹原市吉名町池田肇三外四十一名

紹介議員 宮澤 喜一君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五〇八号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 広島県佐伯郡廿日市町廿日市三〇八ノ一家納喜酒造株式会社取締役社長 橋本三三外八名
紹介議員 岩沢 忠恭君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五〇九号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 徳島県鳴門市撫養町齊田 多智花善十郎外二百八十七名
紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五一〇号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 徳島県阿南市下大野町西岡明広外二百八十七名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五一一号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 高知県安芸郡東洋町甲浦 魚住熊一外四十一名
紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五一二号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 高知県中村市鍋島八八一 山本一夫外四十名
紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五一三号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 高知県安芸郡東洋町甲浦 魚住熊一外四十一名
紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五一四号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 高知県安芸郡芸西村和食 仙頭菊太郎外二十名

五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 香川県丸亀市西本町三五四藤井酒造株式会社取締役社長 藤井孝太郎外三十四名
紹介議員 津島 壽一君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五一五号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 大分県竹田市大字米納二、七一九ノ一 松本文雄
紹介議員 村上 春蔵君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五一六号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 佐賀県鹿島市浜町 峯松榮一外四十名
紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五一七号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦一八二合名会社松隈酒造場代表社員 松隈謙造外四十名
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五一八号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 長崎県島原市九〇二合資会社江崎本店代表社員 江崎好太郎外四十一名
紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五一九号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 熊本県菊池郡菊池町隈府 有田義行外四十名
紹介議員 野上 進君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五二〇号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 熊本県菊池郡菊池町隈府 有田義行外四十名
紹介議員 野上 進君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第一五二〇号 昭和三十七年二月十五日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願
請願者 熊本県菊池郡菊池町隈府 有田義行外四十名
紹介議員 野上 進君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

昭和三十七年三月三日印刷

昭和三十七年三月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局